

行政機関非識別加工情報等の利用に関する契約を締結する者が納める手数料に係る消費税の非課税措置

要望の理由・内容

- 行政機関個人情報保護法等改正法により、行政機関及び独立行政法人等(以下「行政機関等」という)が提供することができる行政機関非識別加工情報及び独立行政法人等非識別加工情報(以下「行政機関非識別加工情報等」という)について、改正行政機関個人情報保護法第44条の13及び改正独立行政法人等個人情報保護法第44条の13に規定される手数料に係る消費税を非課税とするよう要望する。
(今後、個人情報保護条例の改正により、地方公共団体等が提供できるとされる非識別加工情報についても同様)
- 行政機関非識別加工情報等の利用に関する契約を締結する者が納める手数料は、法令に基づくものであり、行政機関非識別加工情報等の提供は、「公文書の交付」(消費税法別表第一第五号イ(3))又は「公文書に類するものの交付」(消費税法施行令第12条第2項第1号ハ)であるため、消費税法の規定に基づき非課税とされている他の行政手数料と同様に非課税とすることが望ましい。

参照条文

○消費税法(昭和六十三年法律第八号)抄

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2(略)

別表第一 (第六条関係)

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの(政令で定めるものを除く。)

(1)、(2) (略)

(3) 公文書の交付(再交付及び書換交付を含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ・ニ (略)

○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)抄

(国、地方公共団体等の役務の提供から除外されるものの範囲等)

第十二条

2 法別表第一第五号ロに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国又は地方公共団体の委託又は指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料その他の料金の徴収が法令に基づくもの

イ・ロ (略)

ハ 公文書に類するもの(記章、標識その他これらに類するものを含む。次号において同じ。)の交付(再交付及び書換交付を含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写(前項第一号に掲げる事務に係るものを除く。)

二・三(略)

四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第十七条第一項(手数料)に規定する手数料を対価とする役務の提供その他これに類するものとして財務省令で定めるもの(法別表第一第五号イ(3)又は第一号ハに掲げる事務に係るものを除く。)